



●特別規則の追記

第57条 車両の構造 (P43)

【追記前】

2.プロテクター(防護用パーツ) ※必備パーツ

プロテクションの装着を必備とし、そのすべて強固に取り付けること。

フロントフェアリングはロードコースサーキット用大型カウルを使用すること。

また、フロントフェアリングのみ自作を認める。

フロントフェアリングの下部のせり出しは40mmまでとする。

必ずフレームやバンパーに強固に取り付け固定すること。

※万一の時、衝撃に耐えうる構造や素材が必要です。

材質・強度などにより認められない場合がございますのでご注意ください。

【追記後】

2.プロテクター(防護用パーツ) ※必備パーツ

プロテクションの装着を必備とし、そのすべて強固に取り付けること。

フロントフェアリングはロードコースサーキット用大型カウル**または**

CIK-FIAに公認されたフロントフェアリングを使用すること。

ただし、フロントフェアリングの下部のせり出しは40mmまでとし、

前車輪をまっすぐにした状態で、左右のタイヤを3/4以上おおい、

かつ5cm以上はみ出してはならない。

必ずフレームやバンパーに強固に取り付け固定すること。

また、フロントフェアリングのみ自作を認める。

※万一の時、衝撃に耐えうる構造や素材が必要です。

材質・強度などにより認められない場合がございますのでご注意ください。

以上